

# 特定非営利活動法人千葉県市民後見人支援センター 定款（抜粋）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人千葉県市民後見人支援センターという。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を千葉県船橋市山手3丁目8番2棟204号に置く。

## 第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、市民後見人制度に関して任意後見人、後見人、保佐人、補助人等の受任、後見監督人等の受任、相談、調査研究、研修、後見人候補者の推薦、及び市民後見人の養成を行い、保健、福祉の増進、人権の擁護の推進、社会教育の推進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- 1 任意後見人・後見人等受任事業
- 2 任意後見監督人・後見監督人受任事業
- 3 後見人等に関する相談、後見人等候補者推薦事業
- 4 後見人等に関する調査研究、研修指導事業
- 5 市民後見人養成事業
- 6 普及啓発事業
- 7 上記事項に関する情報提供事業
- 8 その他目的を達成するために必要な事業
- 9 前各号に附帯する一切の事業

## 第3章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し

込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 一省略一

(職務)

第15条 一省略一

(任期等)

第16条 一省略一

(欠員補充)

第17条 一省略一

(解任)

第18条 一省略一

(報酬等)

第19条 一省略一

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 会員の除名
- (7) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄（総会で別に定める額を超えないもの、又は借入日の属する事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）
- (10) 資産の管理の方法
- (11) 清算人の選任
- (12) 残余財産の帰属
- (13) 事務局の組織及び運営
- (14) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 一省略一

(招集)

第24条 一省略一

(議長)

第25条 一省略一

(定足数)

第26条 一省略一

(議決)

第27条 一省略一

(表決権等)

第28条 一省略一

(議事録)

第29条 一省略一

第6章 理事会 ～ 第9章 公告の方法 一省略一

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第 56 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 11 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	福間 宏光
副理事長	藤村 美恵子
理事	古村 壽良
監事	加瀬 榮子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 24 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会で定めたところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

- (1) 入会金 15,000 円
- (2) 年会費 6,000 円

賛助会員

- (1) 入会金 30,000 円
- (3) 年会費 12,000 円